

# 注文書に関する条件書

2019年3月

## 定義：

本注文書に関する条件書（「本条件書」）においては、別段の記載がない限り、以下の定義を用いる。

「**関連会社**」とは、(a)当事者を支配するか、(b)当事者により支配されているか、または(c)当事者と共通の支配下にある事業体を意味する（「**支配**」とは、議決権付証券の所有、契約その他を問わず、事業体の経営または方針について直接または間接的に指示するまたは指示させる権限の保有を意味する。）。

「**腐敗行為防止法**」とは、米国の海外腐敗行為防止法、英国の贈賄防止法（Bribery Act）、ならびに本契約の履行に関するその他一切の腐敗行為防止関連法令を意味する。

「**秘密情報**」とは、UBS、関連会社、またはUBSのために行為するその他の者が、本契約に関連して開示（本契約締結日またはその前後のいずれに開示するか、および口頭、書面、電子的手段その他いずれの方法によるかを問わず、直接または間接の別、および「**秘密**」表示の有無を問わない）した、すべての情報（UBSまたはその関連会社の事務、業務、作業手順、意図、計画、市場機会、仕入先、顧客、潜在的顧客、マーケティング活動、売上高、ソフトウェア、コンピュータシステム、通信システムおよび人事に関する情報を含むがこれらに限定されない）を意味する。

「**本契約**」とは、注文書および本条件書を意味する。

「**契約額**」とは、注文書に記載の本商品および／または本作業の価格および料金を意味する。

「**本商品**」とは、注文書に記載のとおりサプライヤーがUBSに供給する商品、資材等または製品を意味する（「**本商品概要欄**」を参照）。

「**知的財産権**」とは、いずれかの法域で認められる範囲の、著作権、特許権（特許出願を含む）、パブリシティ権、営業秘密権、登録その他の保護が適用される商標、商号およびサービスマーク、ならびに商標の希薄化に対する保護を含むあらゆる知的財産権および所有権を意味する（登録の有無および法律上の権利または実質的権利の別を問わない）。

「**マーク等**」とは、UBSの事業に関連して使用されているか、または使用もしくは適用することのできる、すべての商標、商号、トレードシンボルおよびスローガンを意味する。

「**当事者／当事者ら**」とは、UBSもしくはサプライヤー、またはその双方を意味する。

「**注文書**」とは、本条件書または主契約の適用を受ける旨を明示したUBSからサプライヤーへの注文書を意味する（書面または電子的手段のいずれにより発行されるかを問わず、後者の場合には署名無しで有効とする。）。

「**主契約**」とは、本商品および／または本作業の供給に関する、UBSとサプライヤー（またはその各々の関連会社）との間の契約を意味し、同契約に基づき、かかる本商品および／または本作業の注文（もしあれば）が行われる。

「**サプライヤー**」とは、本商品および／または本作業を供給する、注文書に名前の記載された者を意味する。

「**UBS**」とは、本商品および／または本作業を購入する、注文書に名前の記載されたUBSの事業体を意味する（請求先の欄を参照）。

「**本作業**」とは、サプライヤーが履行する作業およびサービスを意味し、本商品に関連するもの（本商品の配送、設置、サポート、メンテナンス、およびUBSが指示する略図、図面または仕様書に記載されるその他の作業範囲を含む）であるか、本商品に無関係なものであるかを問わない。その他の用語（もしあれば）は注文書に記載のとおりとする。

## 1. 適用

- (1) 本条件書は、注文書に定める該当する本商品および／または本作業の供給について主契約がない場合に限り適用される。かかる場合、本条件書は、当事者間において法的拘束力を有する。サプライヤーが全体的または部分的に本作業を履行した場合、その履行をもってサプライヤーによる本条件書受諾の確認とみなす。本契約は、サプライヤーによって変更、撤回、取消または延期されることはない。UBSは、7日前に書面によりサプライヤーに通知することにより、本契約を変更、撤回、取消または延期することができる。
- (2) 本条件書は、第1項3号に従うことを条件として、サプライヤーの定めるその他のあらゆる条件（サプライヤーが発行する見積書、配送書類、請求書またはその他の文書に記載の条件を含むがこれに限定されない）に優先し、それらに取って代わるものとする。
- (3) 注文書が主契約を特定し、または主契約を定めている場合、本条件書の代わりに主契約が注文書に記載された当該本商品および／または本作業に引き続き適用されるものとする。

## 2. 契約額

契約額は定額とし、履行、製造、供給、設置、納品および積み下ろし、梱包、ラベル付け、運送、保険、ロイヤリティ、ライセンス料、超過勤務手当、テスト・試運転、人件費その他のあらゆる料金および公租公課を含むものとみなし、当事者間で書面により別段の合意がなされた場合を除き、変更されることはない。適用法上、UBSが注文書に基づく支払につき税額控除または源泉徴収を義務付けられる場合、UBSは、サプライヤーへの支払額からその金額を差し引くことができる。

### 3. 支払

- (1) 注文書に別段の定めのある場合を除き、UBSは、納品の状況や本商品の状態および品質またはサプライヤーによる本作業の完了に満足した場合、該当する請求書の受領後30日以内に契約額を支払うものとし、支払の都度、当事者間で合意する早期支払割引その他の特典を受ける権利に不利益が及ぶことはない。
- (2) 請求書には、正式なUBS注文書番号および発行日を記載しなければならない。サプライヤーは、特定の個人または法人がUBSの顧客であるという結論を導くような情報を請求書に記載してはならない。サプライヤーは、注文書に定める宛先（請求先の欄を参照）に請求書を送付する。
- (3) 注文書に相反する規定があったとしても、サプライヤーに対する契約額の支払は、サプライヤーが提供した本商品および／または本作業に関連して第三者（政府機関または規制機関を含む。）によってUBS（またはUBSの関連会社）に対して調査、請求、手続きまたは訴訟が提起された場合または提起されるおそれのある場合、UBSからサプライヤーに対する書面通知により保留されるものとする。

### 4. サプライヤーによる本作業の履行

- (1) サプライヤーは、プロらしく、また適時に、同様の作業に経験を有する専門企業に合理的に期待される技術、注意および勤勉さをもって、本作業を実行し完了するために必要な技能、資格、経験およびライセンスを有しかつ研修を受けた十分な人数の人員を駆使して本作業を履行することを表明し、保証する。サプライヤーはさらに、本作業の履行に必要なライセンス、認可、同意、登録および許可をすべて取得しており、UBSにそれらを提供することを保証する。
- (2) サプライヤーは、UBSの要求どおりに本作業を遂行するものとし、UBSに遅延その他の不都合を生じさせてはならない。
- (3) サプライヤーは、UBSの指示に従い、UBSのコンサルタント、契約業者または供給業者との間で、本作業の履行について調整および協力をする。サプライヤーは、UBSおよびその関連会社が、その供給業務および調達業務の管理を支援する第三者請負業者（適切な秘密保持義務の適用を受けるものとする。）を利用する場合があること確認するものとし、サプライヤーは、かかる請負業者が、サプライヤーもしくは本契約に関するまたはUBSが適宜必要であると考えられる情報を処理することを承諾するものとする。
- (4) サプライヤーは、清潔および整頓を旨として本作業を履行する。ごみ、くずその他の廃棄物は、本作業の終了時に（本作業が一定期間に及ぶ場合は毎日）すべて撤去しなければならない。また、サプライヤーは、本作業の終了後、その場所をUBSまたはその関連会社が問題なく占有・使用できるよう、清掃を十分に行う。

- (5) サプライヤーは、本作業の履行に関連する法律、規制、規則、条例、規約および取引慣行を遵守しなければならない。また、本作業に関連してUBSがその他の指示を通知した場合、サプライヤーはその指示に従うものとする。

### 5. 本商品の納入、検査および梱包

- (1) サプライヤーは、注文書に定める納品日までに注文書に定める納品場所（納品場所の欄を参照）に本商品を納入する。運送業者はサプライヤーの代理人として行為し、運送業者への引渡しはUBSへの納入に該当しない。UBSは、本商品の一部のみの納入または分割納入を受け入れる義務を負わない。また、本商品に数量の過不足、瑕疵または品質不良がある場合、または本商品が注文書に定める本商品概要もしくはUBSが通知するその他の指示と合致しない場合、UBSは自らの選択により、その他の権利を侵害されることなく、その本商品の受入れを拒否することができる。その場合、サプライヤーは、(a) 返品のリスクおよび費用を自ら負担し、UBSに本商品の返品を求めるか、または(b) 回収のリスクおよび費用を自ら負担し、本商品を回収するかを選択することができる。UBSまたはUBSの指図を受けた第三者が修理または交換をした場合、サプライヤーは、すでに受領した代金を返金するか、または修正・交換費用を全額補償する。
- (2) 期限は厳守しなければならない。
- (3) UBSは、納品の前後を問わずいつでも、本商品を検査することができる。本商品および本作業に対する責任は全面的にサプライヤーが負い、本商品の検査は、サプライヤーの義務を免責するものではなく、UBSの権利（拒否権を含むがこれに限定されない）を侵害することもない。
- (4) すべての本商品につき、輸送上の保護措置をとる。梱包および輸送の経費はすべてサプライヤーが負担する。
- (5) サプライヤーは、本商品の発送日を明記した発送通知書をUBSに送付する。
- (6) 本商品の設置が本作業に含まれる場合、サプライヤーは、UBSのすべての指示に従う。この場合の設置は、（注文書に記載の）納品日、または当事者間で書面により合意するその他の日付までに実施し、完了するものとし、これらの日付があらかじめ指定されていない場合はUBSが通知する日程に従う。

### 6. 所有権およびリスク

本商品が問題なくUBSに納入されるまで、本商品に対するリスク（輸送中の劣化リスクを含むがこれに限定されない）はサプライヤーが負担する。UBSが第5項1号に基づく権利により本商品の受入れを拒否した場合、当該本商品の所有権およびリスクは引き続きサプライヤーに帰属し、すでに移転している場合はサプライヤーに復帰する。

## 7. 権利、品質および受入拒否

- (1) サプライヤーは、次のとおり表明し、保証する。(a) サプライヤーは、担保権、先取特権その他の負担が一切ない状態で本商品を販売する権利を有する（本商品の所有権がUBSに移転するまでは、サプライヤーがその絶対的所有者である）。(b)UBSは、本商品を平穩に所有することができる。(c)サプライヤーは、UBSが本商品を購入するために必要なライセンス、認可、同意、登録および許可をすべて取得しているか、またはそれらをUBSに提供する。
- (2) サプライヤーは、本商品および本作業が、注文書に定める本商品および／または本作業の本商品概要、ならびにサプライヤーが作成または提供し、かつ／またはUBSが定める表明、説明、宣伝、冊子、図面、仕様書およびサンプルに厳密に合致するのみならず、いかなる点においても、UBSが必要とする旨を明示的または黙示的に示した目的に適合し、適商品質条件を満たし（該当する場合）、かつ適用ある国内外の基準、安全要件、技術要件、規制その他の法律要件を満たすものであることを保証する。
- (3) サプライヤーは、本商品の納入および本作業の履行に際し、本商品および／または本作業の取扱い、保存および使用に起因する生命、健康および安全へのリスクに関する操作説明その他の情報を提供する。

## 8. 秘密保持

- (1) サプライヤーは、秘密情報の秘密を厳守しなければならない。但し、以下の情報はいずれも秘密情報に該当しない。
  - (i) 公知の情報または本契約違反によらずに公知となった情報。
  - (ii) サプライヤーが守秘義務による制約を受けない第三者から合法的に入手した情報。
  - (iii) 本契約に基づく開示の前に、サプライヤーが守秘義務による制約を受けることなく知っていた、または所有していた情報。
  - (iv) 管轄裁判所の命令またはその時点における現行法令の規定に従い、サプライヤーが開示した情報（但し、UBSが保護命令を申請できるよう、可能な限りUBSに通知することを条件とし、サプライヤーは、その状況下で必要とされる以上の情報を開示してはならない）。
  - (v) 事前にUBSの書面による承諾を得た上で第三者に開示された情報。
- (2) 前号の一般性を損なうことなく、サプライヤーは、次のとおり約束し、同意する。
  - (i) 秘密情報が無断で使用、公表または開示されないよう保護・防護すること。
  - (ii) 本契約に反する目的のために秘密情報を使用しないこと。
  - (iii) UBSが書面により特定の許可した場合を除き、直接的にも間接的にも、またいかなる方法によっても、秘密情報の漏洩、報告、公表、開示、譲渡その他の使用をしないこと。

- (3) サプライヤーは、秘密情報が適用法により保護されているかまたは保護され得るものであることを了解し、かつ承諾するとともに、秘密保持に関する適用法令および義務のすべてを遵守することを取消不能としてここに約束する。
- (4) サプライヤーは、本契約に基づく守秘義務をサプライヤーの従業員に周知徹底するとともに、UBSが要求する場合には、UBSが随時要求する具体的な秘密保持契約を従業員に署名させるものとする。さらに、サプライヤーは、従業員に対する秘密情報の開示範囲を知る必要がある者のみに限定し、本契約に従い本契約の目的のためにのみ秘密情報を使用させるものとする。
- (5) サプライヤーは、本第8項に違反した場合またはそのおそれがある場合、適用法上、金銭的損害賠償のみでは不十分な可能性があり、UBSまたはその関連会社は差止その他、エクイティ上の適切な措置を講じる権利を有することを了解し、承諾する。
- (6) サプライヤーが作成またはUBSに要求して入手した記録、書類、図面その他の資料等で秘密情報を含むもの、それらの写しおよび抜粋はいずれもUBSに帰属し、本契約の終了に伴いUBSが要求した場合はUBSに返還されるものとする。
- (7) 本項は、本契約の終了後も存続する。

## 9. 輸送中の破損または紛失

- (1) サプライヤーは、本商品が輸送中に紛失または破損した場合は自らの費用で修理または交換することを約束し、本商品の瑕疵が是正され、UBSが満足するよう修復される時点まで、納入は完了していないものとみなす。
- (2) サプライヤーが本商品および／または本作業を供給できないことが明らかとなった場合、またはサプライヤーが本商品および／または本作業を（注文書に記載の）納品日までに納入できない可能性があるとあらゆる関連事実を考慮した上でUBSが合理的に判断した場合、UBSは第三者からかかる本商品および／または本作業を購入した上で、サプライヤーに発注した数量の削減または取消を要求することができる。その場合、契約額も適宜減額され、UBSは、発注数量の削減について違約金、罰金その他の追加料金を支払う義務を負わない。

## 10. 譲渡および委託

サプライヤーは、事前にUBSの書面による同意を得ることなく、本契約上の権利または義務を移転、譲渡、委託その他の方法で処分することはできない。但し、本契約の記載事項はいずれも、UBSが本契約上の権利または義務の全部または一部を関連会社またはUBSの事業もしくは資産の全部もしくは一部を承継する法的主体に譲渡することを禁止または制限するものではない。

## 11. 債務不履行

- (1) 以下のいずれかひとつでも該当する場合、サプライヤーは本契約上の債務不履行に陥ったものとみなす。
  - (i) サプライヤーに本契約の規定に基づく重大または執拗な違反があり、その違反が是正可能であるにもかかわらず、書面による是正の催告後7日以内に是正しない場合。
  - (ii) サプライヤーまたはその資産について、清算、財産管理、財務管理または破産の手続、債権者との和議、担保の執行、法的手続または占有回復の措置がとられた場合。
  - (iii) サプライヤーが本契約の履行を拒否した場合、本作業の全部または一部の履行を中止した場合、本作業の勤勉かつ迅速な、またはUBSが合理的に満足する方法による遂行を怠った場合、またはその遂行をする意思がないことを明示的に、または自らの作為もしくは不作為を通じて表明した場合。
  - (iv) サプライヤーが法律、規制、規則、規約または取引慣行上の義務に違反した場合。
- (2) 前号が適用される場合、UBSはいつでも（その裁量により、UBSのその他の権利を侵害されることなく）、以下の措置を講じることをサプライヤーに対して書面により3日前に通知することができる。
  - (i) 本契約に基づくその後の本作業を中止する。
  - (ii) 本契約を解除、取消または廃止する。
  - (iii) 中止された本作業または今後履行されることのない本作業に対してUBSがすでに支払った金額をサプライヤーから回収する。
  - (iv) サプライヤーのUBSに対する債務がある場合、それぞれいかなる債務であるかを問わず、UBSのサプライヤーに対する債務と相殺する。
- (3) UBSは、サプライヤーに対して書面により3日以上前に通知すればいつでも、本契約を解除することができる。
- (4) UBSがインドネシアに所在する場合、当事者らは、本契約の終了に裁判所の承認または裁判所命令が必要とされる限りインドネシア民法第1266条の規定、手続きおよび運用を放棄することに合意する。
- (5) サプライヤーは、該当する納品日までに、本商品を納入しないか、または本作業を完了しなかった場合、サプライヤーからその他の損害賠償を受けるUBSの権利を侵害することなく、UBSに対して追加的に、各遅延日につき契約額の1%の遅延補償を支払う義務を負う。当事者らは、かかる金額がUBSの損失の真正な事前評価を表示していることを確認する。

## 12. 知的財産権

- (1) サプライヤーは、本商品および/または本作業がいずれも、いかなる知的財産権も侵害するものではないことを補償する。知的財産権をめぐるUBSを相手方とする請求が提起された場合、サプライヤーは、その請求についてUBSを補償する。

- (2) 本契約に基づいてサプライヤーが創造した知的財産権はいずれも、速やかにUBSに開示され、UBSに帰属するものとする。サプライヤーは、これらの知的財産権に対するUBSの所有権を確実なものとするために必要なすべての措置を講じる（譲渡を含むがこれに限定されない）。
- (3) 疑義を避けるため、マーク等は、絶対的にUBSに帰属することを規定しておく。サプライヤーは、本作業を適切に履行するために必要でない限り、また事前にUBSの書面による同意を得ることなく、マーク等を使用してはならない。
- (4) サプライヤーは、事前にUBSの書面による明示的同意を得ることなく、UBSから得た秘密情報または知的財産権を含むすべての資料（書類、ディスクその他の媒体を含むがこれらに限定されない）を持ち出してはならない。この同意を得た場合も、サプライヤーは、本作業を適切に履行するために必要でない限り、秘密情報または知的財産権の複製、複写または別の様式への組み込みをしないことを約束する。また、サプライヤーは、本作業の完了時または終了時のいずれか早いほうの時点で、UBSの要求および指示に従い、それらの資料をすべて返還または破棄することを約束する。さらに、サプライヤーは、秘密情報に関連する規定は本契約の対象となるすべての知的財産権に全面的に適用されることを了解する。
- (5) 本第12項は、本契約の終了後も存続する。

## 13. 補償および保険

- (1) サプライヤーは、(a)人身傷害（死亡事故であるか否か、また被害者がサプライヤーの従業員であるか否かを問わない）、および(b)不動産または動産（UBSの所有物であるか否かを問わない）に関連し、かつ本作業の実行または履行に起因するあらゆる債務、損失、支出、費用、損害または請求に対する責任を負い、これらについてUBSに損害を与えないよう十分に補償する。
- (2) サプライヤーがUBSの施設内に持ち込んだ設備、機材または用具等に関わるリスクは全面的にサプライヤーが負担する。これらの設備、機材または用具等が紛失または破損した場合、UBSの過失がその唯一の原因でない限り、UBSはその責を負わない。
- (3) サプライヤーまたはその従業員、代理人もしくは請負業者の故意の作為・不作為、債務不履行、過失、不正行為、詐欺行為または不注意により、不動産または動産（UBSの所有物であるか否かを問わない）が滅失または破損した場合、サプライヤーは、自らの費用でこれを全面的に修復し、UBSを補償しなければならない。
- (4) サプライヤーは、UBSが承認する一流の保険会社から、本項および本契約のその他の規定に基づきサプライヤーが負う可能性のある責任を対象とする十分な保険を確保し、維持することをここに約束する。サプライヤーは、適用ある保険証券をすべて開示し、UBSとその承継人および譲受人も保険対象となるよう手配する。UBSが要求する場合、サプライヤーは、保険証券の詳細を含む文書証拠、本契約上のサプライヤーの契約がすべて保険対象に含まれていることが確認できる資

料、保険料が支払われたことを示す領収書および保証書をUBSに提供しなければならない。

## 14. 保証

- (1) サプライヤーは、(a)注文書に定める保証期間、(b)注文書に保証期間の規定がない場合は、1年間と本商品の場合は製品保証または製造元保証に定める期間とのうちいずれか長いほうの期間にわたり、第7条第2項に定める要件に適合しない、またはデザイン、素材および仕上がりには瑕疵のあるもしくは瑕疵の生じた本商品および/または本作業を、自らの費用負担で交換または補修し、破損または紛失に対しても補填措置をとることを約束する。本商品の返品に要する送料はサプライヤーが全額負担する。
- (2) サプライヤーはさらに、UBSが購入する本商品および/または本作業を輸入により調達する場合、必要な輸入手続（必要な許可、ライセンス、承認および同意をすべて取得することや、必要な登録および届出をすべて履行することを含むがこれらに限定されない）をサプライヤーが履行していることを保証する。

## 15. 雑則

- (1) 一方の当事者に対する譲渡、猶予または権利放棄により、他方当事者の権利が侵害または制限されることはない。
- (2) 一方の当事者が他方当事者の違反に対する権利を放棄したとしても、その後のその他の違反に対する権利をも放棄したことはない。
- (3) 本条件書に基づく各当事者の権利は、各当事者の法律上またはエクイティ上のその他の権利に追加されるものである。
- (4) サプライヤーが複数の者で構成されている場合、それらの者は連帯責任を負う。

## 16. 広報

サプライヤーは、事前にUBSの書面による同意を得ることなく、サプライヤーがUBSに対して本商品またはサービスを提供していること、または提供したことを宣伝または公表してはならず、またUBSが指定する名称、ロゴ、商号、商標、サービスマークその他の情報をサプライヤーのマーケティング活動、広報活動またはそれらの資料に使用してはならない。本第16項は、本契約の終了後も存続する。

## 17. 可分性

本契約のいずれかの規定が全面的または部分的に無効、違法または適用不能とされた場合であっても、当該規定の残りの部分または本契約のその他の規定の有効性、合法性および適用可能性には一切影響しないものとする。

## 18. 準拠法および裁判管轄

- (1) 本契約は、注文書の「請求先」に記載されたUBSの所在地の法域の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、本契約に起因または関連する紛争については、注文書の「請求先」に記載されたUBSの所在地の裁判所が専属的管轄権を有し、両当事者は当該管轄権に服する。
- (2) 第18条第1項にかかわらず、中華人民共和国（「PRC」）で本商品を供給し、または本作業を履行する場合、本契約は、PRCの法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとし、本契約に起因または関連する紛争については、中国国際経済貿易仲裁委員会（「CIETAC」）の3名の仲裁人によるその時点で有効なCIETACの仲裁規則に基づく仲裁に付されるものとする。仲裁は英語で行うものとする。仲裁裁定は終局的なものであり、両当事者を拘束する。仲裁地はUBSが所在する都市とする。

## 19. 贈収賄防止、腐敗防止法および規制、詐欺および制裁措置の順守

- (1) 反贈収賄/腐敗行為防止
  - (a) UBSはその取引においていかなる形の贈収賄も容認しない。サプライヤーは、米国の海外腐敗行為防止法および英国の贈収賄防止法を含むがこれらに限らない適用される腐敗行為防止法令に精通し、これらを遵守していることを表明し、保証する。サプライヤーは、いかなる形の贈収賄、談合その他の形の汚職を行ってはならず、UBSの業務に関連して直接または間接的に不正な金銭的その他の利益を強要、請求、受領、申出、約束または提供したことはなく、今後も行わないことを確認する。
  - (b) さらに、サプライヤーまたはその代理人として行為する者（かかる者が存在する場合）のいずれも、政府または国有企業の職員または従業員、前述の代理人または代表者、その他の者（UBSの従業員、請負業者または代理人を含む。）に対して、いかなる者のためのまたはいかなる者に対する取引もしくは不正な利益を、不正に取得、維持または提供するため、有価物の提供を承認し、申出または提供してはならない。
  - (c) UBSが、サプライヤーが適用ある腐敗行為防止法令を遵守していないと判断した場合、サプライヤーとの契約を直ちに終了し、将来の契約についてサプライヤーを不適格とする権利を有する。
- (2) 不正行為
  - (a) 本契約の有効期間内に、サプライヤー、またはサプライヤーの取締役会もしくは執行委員会のメンバー（あるいは過去に同職にあった人間）が不正行為や贈収賄、資金洗浄あるいは脱税の罪で司法機関あるいはサプライヤーの契約上の義務を監査する政府機関によって有罪と判断された場合、当該サプライヤーは、UBSと取引を行うサプライヤーとしての資格を喪失することがあります（つまり、UBSは、当該サプライヤーからの、その後の提案や商談、交渉の申し出などを拒否できる権利を有します。また、UBSは、既存の全ての契約

を一方向的に破棄できる権利も有します。同時に、当該サプライヤーは、UBSがサプライヤー側による重大な契約違反を理由に契約破棄する権利を有することに同意するものとします。

- (b) サプライヤー、またはサプライヤーの取締役会もしくは執行委員会メンバー（あるいは元同職にあった人間）が上記の刑事事件に関与し、上記の公的機関が行う手続が進行している場合、UBSは、未だ有罪が確定していなくとも、かかるサプライヤーに対して取引相手方当事者としての資格を喪失させる権利を有するものとします。この権利は、UBSの評判に悪影響が及ぶ事件に限定されるものとします。

(3) 制裁

- (a) 当該供給業者はUBSと取引をするにあたり、直接的に又は間接的に(i) 制裁対象者 又は(ii)制裁国との取引があってはならない。

「制裁対象者」とは、個人、法人或いは公式又は事実上の当局を含むその他の者で、

- (i) 制裁対象国に位置し、居住し、所在し、または登記している者、或いは制裁対象国で運営している者、  
(ii) 規制当局により管理されている制裁対象者リストに登録されている者、または  
(iii) 上記の(i)並びに(ii)により所有又は支配されている個人、法人又はその他の者をいう。

「制裁国」とは、規制当局によって取引禁止になっている国、地域で、また同時にUBSが制裁国と指定したところである。現在の制裁国はクリミア地方、キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、アである。

「規制当局」とは、国連、EU連合、スイス当局、米国当局（財務省外国資産管理室）と本条項のためにUBSが随時指定するその他の国を含む、制裁措置を管理する責任を持つ当局を意味する。

- (b) 当該供給業者は、当該供給業者及びその子会社、又はそれらの其々の取締役、幹部、代理人、従業員が上記に定義されている規制対象者ではないことを表明並びに保証する。

## 20. 責任あるサプライチェーン基準

- (1) サプライヤーは、人権、労働者の権利ならびに環境、制裁および反汚職の原則に関する基準を含むUBSの責任あるサプライチェーン基準 [www.ubs.com/responsiblesupplychainstandard](http://www.ubs.com/responsiblesupplychainstandard) にアクセスし、引用により本契約に組み込まれる同基準に定める原則を遵守するものとする。
- (2) サプライヤーは、UBSの責任あるサプライチェーン基準の遵守に影響を与える状況を速やかにUBSに通知するものとする。
- (3) UBSは、サプライヤーによるUBSの責任あるサプライチェーン基準の遵守を評価する権利を留保し、サプライヤーは、その遵守の証明に必要な合意された書類記録を維持するものとする。